



水道事業からのお知らせ

●積雪のためメーター検針を休みます(1月～4月)

1月から4月までは、
検針(11月の使用水量)の水
量で料金を請求させていただ
け、5月の検針で精算させて
いただきます。冬期間の水量
が11月の使用水量と大幅に変
動することが予想される場合
は、建設水道課にご連絡ください。

1月から4月までは、
検針(11月の使用水量)の水
量で料金を請求させていただ
け、5月の検針で精算させて
いただきます。冬期間の水量
が11月の使用水量と大幅に変
動することが予想される場合
は、建設水道課にご連絡ください。

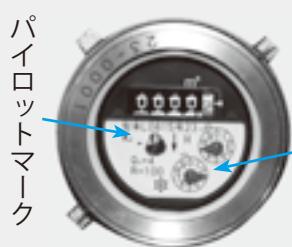
合がありますので、完全に閉
めることが肝要です。翌朝使
用する場合は、完全に開けて
ください。

※半閉め、半開きのため漏水
するケースが多く見られま
すので十分ご注意ください。

※ヒーターラインを巻いている水
道管の場合は、ヒーターの
コンセントが確実に差し込
まれているか、ヒーターが
正常に作動しているかを確
認しておきましょう。

●漏水の確認

家中の蛇口を全部閉め、ト
イレなどの水タンクも確認し
てから、メーターを確認して
ください。銀色のパイロット
マークまたは1リットル針が
動いている場合は、どこかで
漏水している可能性がありま
すので、町指定給水装置工事
事業者に連絡し、修理を依頼
してください。



●冬期間の管理

気温がマイナス4度以下に
なると、防寒対策が十分に行
われていない水道管は凍結し
たり、破裂したりします。毎
年、この凍結事故が後を絶ち
ません。凍結により水道管が
破裂すると、修理代はもとよ
り、水道料金も高額となる場
合がありますので、次のこと
に注意してください。

漏洩の発見が遅れ、水道料
金が高額とならないよう、冬
期間使用しない施設などの閉
栓手続きを行いましょう。閉
栓、開栓の手数料は、それぞ
れ1000円です。

※冬期間もメーターを時々確
認して、漏水の疑いがない
かを調べましょう。

■問い合わせ 建設水道課水
道係 (☎ 85-6137)

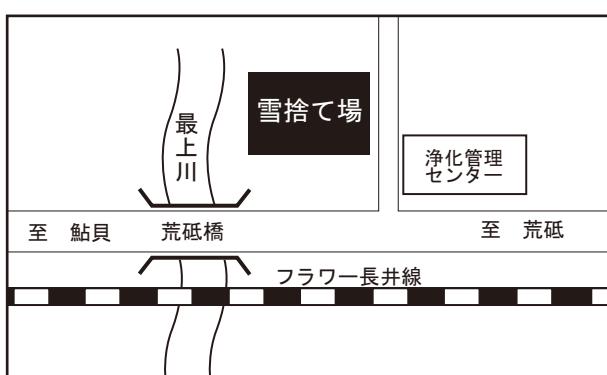
●水道管の破裂

水道管の凍結を防ぐには、
就寝前に「不凍止水栓」を完
全に閉め切り、蛇口を開いて、
水抜きしましょう。半閉めの
状態では、水が漏れ続ける場

合がありますので、次のこと
に注意してください。

メーターボックス内のバル
ブを閉め、直ちに水を止めて、
町指定給水装置工事事業者に
連絡し、修理を依頼してください。
ただし、修理代は自己負担と
なります。

雪捨て場のご案内



高齢者世帯などへの除雪支援について

町では、最上川(荒砥橋下流)の河川敷を雪捨て場に指定
しています。毎年多くのゴミ
が雪と一緒に捨てられている
のは絶対に捨てないでください。

利用時間：午前8時～午後5時

町では、自力で除雪を行う
ことができない高齢者世帯な
どを対象に、作場道、里道な
ど町道以外の道路の除雪支援
を行います。

○対象道路

作場道、里道など町道以外の道路(私有地
は対象外です)

○対象者

65歳以上の高齢者
世帯、身体障がい者などの
世帯

○経費

原則として町、地元
が負担します。

○申請

申し込みするかたは
「白鷹町地域コミュニティ
克雪支援事業申請書」を関
係区長に提出して下さい。

※申請書は、各区長または建
設水道課に準備しています。

○申込締切

11月25日(金)
○その他 町道通学路を優先
とした除雪となりますので、
申し込みをいただいた道路
についての除雪は、ご希望
にそえない日時になる場合
もあります。